

研修 D**市民のための****公文書等管理とするために**

— 公文書管理法 5 年見直しについての合同

研究集会の実施とその共同提言について—

学習院大学大学院アーカイブズ学専攻

保 坂 裕 興

施行後4年半余が経過した“公文書管理法”は、その附則第13条において施行後5年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずるとしている。アーカイブズ／記録関連4団体等は、2014年12月から3度にわたり合同研究集会を開催して課題や改善案を議論し、2015年7月、政府等に対する共同提言書を取りまとめた。そこでは、国民等の利用に関する配慮措置、中核となる機関等の本格的整備、並びにそれを担い支える専門的人材の育成及び配置に関する措置等に大きな課題があったとした。本研修は、この共同提言を紹介するとともに、真に市民のための公文書等管理となるよう参加諸氏とともに考えることを目的とした。なお、共同提言書は、『「公文書等の管理に関する法律」施行後5年見直しに関する共同提言書』（2015年7月19日）とし、ARMA International 東京支部、記録管理学会、日本アーカイブズ学会及び学習院大学人文科学研究共同研究プロジェクト「情報基盤としてのアーカイブズ制度を構築する戦略的研究」が取りまとめた。また本会からは、第1回目と第3回目の合同研究集会の開催について

「協力」を得ることができた。記して、お礼を申し上げる次第である。

ここでは共同提言書のエッセンスが何であったのかを伝えるため、同書〈概要〉にまとめた全12項目を以下に転載する。

(時を貫く国民のための公文書等管理とすること)

1 何人も特定歴史公文書等を利用できるという利用請求権、「国民の知る権利」、及び公文書等の管理が最終的に国の記録遺産を形成し、多様な利用に供するものであることを、国民の視点から分かるよう法律に明記する。

(適切で効率的な行政等運営のための方策)

2 行政等の適切で効率的な運営のために、政令により点検・監査の方法及び基準を定め、公文書等管理上の問題を発見し解決していく体制を構築するとともに、その効果測定をおこなって、内閣総理大臣に報告することを法律に明記する。

(独立行政法人国立公文書館の権限強化及び組織の拡充)

3 公文書等管理の実務に関し、独立行政法人国立公文書館の監督・指導等の権限を強化し、それに相応しい位置付けの組織に変更するとともに、その人員・予算規模を拡充する必要がある。また、司法院及び立法府、並びに地方公共団体における公文書等管理についても、それぞれに相応しい範囲内で協力できるものとする。

(法人文書等管理の支援と設置公文書館における一定の範囲での多様な運営)

4 法人文書等の管理については、独立行政法人等が業務の性質、人材、予算、規模等の点で行政機関とは大きく異なるため、必要に応じてより適切な支援が必要である。また、その設置する公文書館においては一定の範囲で柔軟かつ多様な運営ができるようにする。

(保存体制の強化)

5 東日本大震災及び日本年金機構の情報



研修 D 会場風景

流出の経験等をふまえ、公文書等の保存においては、中間書庫の有効活用、並びに防災・復旧計画及びセキュリティ対策等の策定が不可欠であること、また、特定歴史公文書等の保存においては、耐震・防火等の対策及び防災・復旧計画の策定、それらの定期的点検・監査、並びに特に重要な特定歴史公文書等の複製物等の作成・保存が不可欠であることを法律に明記する。

(電子文書管理の推進)

6 公文書等の作成、整理、保存、利用、長期保存及びセキュリティ管理等をデジタル情報技術によりおこなう方策を確保するとともに、その方策による管理が十分可能であると見込まれる業務については、電子決裁を含む電子文書管理を義務付けるとともに、電子文書処理の環境整備、情報保存バックアップ、長期における確実な保存及び迅速な公開を推進することを法律に明記する。

(地方公共団体における文書等管理の推進)

7 地方公共団体においても法律の趣旨に基づき文書等管理に取り組みなければならないことを明記するとともに、地方公共団体における文書等管理が自治事務であることを尊重しつつ、その内容を示すことが求められる。また、国と地方の双方が意見・情報交換等の交流ができるようにする。

(専門職員資格制度の構築と専門職員の配置)

8 公文書等管理を着実に推進するには、専門的能力・技術をもつ専門職員（レコードマネージャー及びアーキビスト等）の育成と配置が不可欠である。専門職員資格制度を構築するとともに、一定の猶予期間を設けながら、国立公文書館等及び地方公共団体が設置する公文書館、並びに全ての国の機関等への配置を義務づける。

（計画的な公文書等管理政策の推進及び5年見直しの継続実施）

9 公文書等管理体制の著しい遅れの整備、グローバル環境における公文書等管理の新しい課題への対応、情報技術の発展への対応、及びサイバー攻撃など公文書等管理を脅かす問題の出現等を勘案し、公文書等管理政策を計画的に推進すること及び5年ごとの見直しを継続的に実施することを法律に明記する。

（罰則規定）

10 特定秘密保護法及び個人情報保護法には罰則規定が設けられているが、行政機関及び独立行政法人等の情報基盤を支える公文書管理法には、罰則規定が設けられていない。国に損害を与え、又は国民の権利を毀損する悪質な違反に対しては、一定の罰則を設ける必要がある。

（秘密等の取扱い）

11 特定秘密保護法に基づき、特定秘密の指定がなされた行政文書ファイル等については、①行政機関情報公開法による開示請求、又は、②公文書管理法による特定歴史公文書等利用請求の対象に確実にするようにし、「現在及び将来の国民に説明する責務」（公文書管理法1条）を全うすることができるよう、法律を整備すべきである。

（その他の検討すべき課題）

12 国の統治機構全体における適切な公文書等管理を確保する課題、文書ファイル管理簿の作成・管理方法の課題、及び第三者機関等を設立して公文書等管理のレベルを向上さ

せていく課題等があり、継続的に検討を行う必要がある。

4団体は、同年8月21日、内閣府公文書管理課を訪問し、概略説明した上、内閣総理大臣安倍晋三氏ほか宛ての共同提言書正本を預け渡してもらったこととした。また9月28日開催内閣府公文書管理委員会では、保坂が同書を配布・説明の上、改善を提案した。同書の全文及び当日の説明内容は同「委員会開催状況」webサイトを通して閲覧できる。